

不在者投票宣誓書兼請求書

[兼引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認申請書]

私は、令和 6 年 10 月 27 日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 の当日、 下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 住所移転のため、本市区町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓い、あわせて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日
板柳町選挙管理委員会委員長 様

フリガナ氏名			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
選挙人名簿に記載されている住所	北津軽郡板柳町		
連絡先電話番号			
投票用紙等送付先（マンション、アパート等は、部屋番号まで記入してください。）			
〒			
備考	都道府県の選挙（知事・議員）の投票用紙等の交付の請求にあたり、公職選挙法施行令第50条第5項の規定に基づき、引き続き同一都道府県内に住所を有することの確認を申請します。		申請する ☐

----- 選挙管理委員会処理欄 -----

交付日 到着日	・ ・	請求方法	直・郵	投票区	ページ	番 号	点字 船員
		交付方法	直・郵				
		送致方法	直・郵				

注意事項

- 1 この「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、板柳町選挙管理委員会へ直接又は郵便で提出してください。

郵送の場合は、次の宛先までお送りください。

【郵送先】

〒038-3692 北津軽郡板柳町大字板柳字土井 239-3

板柳町選挙管理委員会事務局 宛

(注) F A Xや電子メールでの請求は受け付けできません。

- 2 板柳町選挙管理委員会が、投票用紙等を「投票用紙等送付先」に送付します。封筒は開封せず、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して投票してください。

- ・投票場所や時間は滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

- 3 投票済投票用紙は滞在先の市区町村の選挙管理委員会から、板柳町選挙管理委員会に送られます。

- ・板柳町選挙管理委員会に到達した投票用紙が選挙期日の午後8時までに投票所に送致されないと投票は無効になりますので、投票はなるべく早めをお願いします。

- 4 不在者投票事由の「住所移転のため他の市区町村に居住」に該当する方へ

板柳町から転出（住民票を異動）しても、転出先が青森県の区域内である場合は、青森県の選挙（知事・議員）の投票をすることができます。

（すでに転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合は除きます。）

ただし、投票用紙等の請求にあたり、(1)引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書を提示するか、(2)板柳町選挙管理委員会の委員長に対し、引き続き青森県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。

この「不在者投票宣誓書兼請求書」では備考欄の□に✓印を入れていただくことで、(2)の確認の申請をすることができます。